

十勝圏複合事務組合長の権限に属する事務の一部を副組合長に委任する規則

〔平成 30 年 3 月 30 日〕
規 則 第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、組合長の権限に属する事務の一部を副組合長に委任することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(委任する事務)

第 2 条 民法(明治 29 年法律第 89 号)第 108 条による双方代理の禁止規定に抵触する契約の締結に関する事務を地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 153 条第 1 項の規定により委任するときは、副組合長に委任する。

(副組合長の代理)

第 3 条 副組合長に事故があるとき又は副組合長が欠けた場合においては、前条の規定中「副組合長」とあるのは、「事務局長」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に組合長の権限に属する事務の一部を副組合長に委任する規則(平成 26 年規則第 2 号)の規定により委任した契約の締結に関する事務は、この規則により委任した契約の締結に関する事務とみなす。